

【重要】内定取り消し・内定辞退について

選考時点と入所時点で保育の事由の変更や就労時間の減少・就労先の変更（就労→就労予定）等に伴い、点数に差異が生じた場合には、内定取り消しになることがあります。状況に変更がある場合は、必ずご連絡ください（入所申込締切日までに手続きが必要です）。

1. 内定取り消しとなる主なケース

例 1 申込書類で就労証明書を提出され、「就労」で選考されていたが、入所時点が産前産後期間に入っており、「妊娠・出産」での再選考になり、利用調整点数が下がり、内定取り消しに。

※「就労」等で申請されている方でも、申請月が出産予定日6週間前から産後8週間経過後の翌日に該当する場合は「妊娠・出産」で認定します。

※産前産後休業直後に職場復帰される場合、『産後休業直後の復職・復学に関する申立書』を提出いただくことで、「就労(就学)」で認定可能（令和6年4月入所選考より、**8ページ**参照）。

例 2 申込書類で就労証明書を提出され、「就労」で選考されていたが、入所時点までに転職されたため再選考になり、就労時間自体に変更は無かったが、選考採点区分が「就労」から「就労予定」に変更となったため利用調整点数が下がり、内定取り消しに。

※前職からの転職期間が1ヶ月以内の場合、前職の就労証明書（※退職日の記載必須）を提出いただくことで、「就労予定」ではなく「就労」として採点可能です（※入所月1日時点で就労開始している必要あり）。

例 3 入所申込時の就労証明書には週40時間勤務と記載されていたが、育児休業復帰後の勤務時間が育児短時間勤務制度を利用し週30時間未満となったため、再選考になり、利用調整点数が下がり、内定取り消しに。

※育児時短勤務制度（時短制度）を利用される場合、短縮後の勤務時間が週30時間以上であれば雇用契約上の勤務時間で採点されますが、週30時間未満の場合は短縮後の勤務時間が採点の対象となります。

2. 入所申込締切日までの変更手続きのお願い

内定取り消し時に、下位希望施設の利用調整（入所選考）を改めて行うことはありません。

ご家庭の状況の変化に伴い変更手続きをすることで、場合によっては利用調整（入所選考）における点数が下がることがあります。ただ、変更手続きを行わずに上位希望施設で内定となり、その後の変更手続きで内定取り消しとなる場合、改めて下位希望施設の選考を行うことはありませんので、次の選考までお待ちいただくこととなります。

一方、利用調整（入所選考）の申込期日までに変更手続きをいただくことで、上位希望施設で内定が出ない場合、下位希望施設も選考の対象となり、それらの希望施設にて内定となる可能性があります。

そのため、入所申込締切日までの変更手続きをいただきますよう、よろしくお願ひします。

3. 内定辞退について

内定を辞退された場合、保育の利用選考基準の調整加点「待機1年単位（求職活動期間・育児休業期間除く）」がリセットされ、再度入所申し込みをした場合、待機起算日は再申込月からとなります。ただし、4月1次選考での内定を辞退し、2次選考から再選考を希望する場合は、待機起算日は翌月（5月）からとなりますのでご了承ください。

また、転園希望者が内定となった場合、辞退はできません（転園内定と同時に他児童が元在籍施設に内定となり席が埋まるため、戻ることが出来なくなります）。